令和６年度「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」

募集要項

■　大阪府では、文化を通じた次世代育成を図るため、「大阪府補助金交付規則」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、大阪府内の子どもが参加し、発表する活動を実施する団体又は個人（以下「次世代育成事業者」という。）に対して補助金を交付する「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」事業を実施しています。

■　令和６年度の補助金の交付を希望される団体又は個人は、本募集要項に基づきご応募ください。

なお、当事業は、令和６年度大阪府当初予算が成立した場合に実施します。予算の状況等によっては、内容の変更等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１　応募資格（補助対象となる次世代育成事業者）について（交付要綱第３条）

応募資格は、舞台芸術、文芸、美術等の分野において府内に活動の拠点を置き、府内中心に活動を展開している団体又は個人で、団体の場合は次の（１）～（３）のいずれかに該当するものとします。

（１）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）により設立された法人

（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、ＮＰＯ法人）

（２）法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体

①　定款、寄附行為に類する規約等を有し、その規約等に文化の普及発展に資することを主たる目的としている旨の記述がされていること

②　団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

③　自ら経理し、監査する等会計組織を有していること

（３）複数の団体で構成される実行委員会等で次の要件を全て満たしている団体

①　実行委員会等が上記（２）の要件を全て満たしていること

②　実行委員会等の中核となる団体が上記（１）又は（２）のいずれかに該当すること

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

□　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

□　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

２　補助対象事業について（交付要綱第４条）

応募する次世代育成事業者が自主事業として実施するもののうち、次の（１）～（５）の要件を全て満たす事業です。

（１）大阪府内の子ども・青少年（おおむね6歳から20歳）が参加し、文化活動を発表する事業であること（大人も参加する事業も可）

（２）大阪府内で行われる事業であること

（３）子どもパフォーマーはアマチュアであること（主催者、指導者はプロでも構いません）

（４）入場料・参加料等を徴収する場合は、参加者に過度の負担にならないこと

（５）宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと

※１　子どもたちの発表の場の拡大につなげるために、様々な新たな発表場所のご検討をお願いします。

※２　**文化芸術を通じて、子どもの豊かな感性や創造性が育まれるよう、子どもたちが企画や立案の時点から事業に携わることができるなど、自主的かつ主体的にかかわる機会が提供されていることが望ましい。（審査のポイントになります。）**

※３　国及び地方公共団体から業務委託を受けて実施する事業及び実行委員会等の構成団体として国及び地方公共団体から負担金が支出されている事業は応募できません。

３　補助対象事業の実施期間について

令和６年４月１日から令和７年３月31日までに実施する事業が対象です。

４　補助金額について（交付要綱第６条）

**１事業につき「補助対象経費」から「入場料、参加料、寄附金、協賛金、助成金、補助金、有料配付する図録・パンフレットの販売等の収入」を控除した金額の範囲内で、30万円を上限とします。**

※１　複数の団体が参加する文化を通じた次世代育成事業を企画実施する等、高い波及効果が期待できると認められる事業については、上限額を100万円とする場合があります。

※２　算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

※３　上記の収入には、当補助金は含みません。

※４　補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

※５　補助金の最終確定額は、実績報告書により算定されますので、交付決定額どおりとは限りません。

※６　補助金については、原則、事業終了後に実績報告書を提出いただき、補助金額を確定した後に交付します。

５　補助対象経費について（交付要綱第５条）

補助対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

【経費区分表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 科　目 | 細　目 | 主　な　内　訳 |
| 出演・音楽・文芸費等 | 出演費 | 指揮料、演奏料、俳優出演料　等※子どもパフォーマーへの出演費は不可。※必要不可欠なものに限る。 |
| 音楽費 | 作曲料、編曲料、作詞料　等 |
| 文芸費 | 演出料、演出助手料、振付料、動画配信サイト登録料　等 |
| 会場・舞台費等 | 会場費 | 会場使用料、会場警備費　等 |
| 舞台費 | 大道具費、小道具費、衣装費、動画配信にかかる機材借料　等 |
| 運搬費 | 道具運搬費、楽器運搬費　等 |
| 謝金・旅費・宣伝費等 | 謝　金 | 編集謝金等、会場整理員謝金　等 |
| 旅　費 | 交通費　※子どもパフォーマーの交通費は不可。 |
| 通信費 | 案内状送付料　等 |
| 宣伝費 | 広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り等)、立看板費　等 |
| 印刷費 | プログラム印刷費、台本印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費　等 |
| 記録費 | 録画費、録音費、写真費、動画配信にかかる映像制作費・配信費　等 |
| 損害保険料 | 催事（イベント）保険料以外の保険（傷害保険　等） |
| 補助対象外経費 | 以下の経費は対象外経費になります。①入場券等販売手数料②航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金　等）③自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料④催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）⑤仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税 ※免税事業者、簡易課税事業者、その他消費税額の控除の特例が適用される事業者は、消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。 |

※　事業実施期間に必要と認められるものが対象となります（日常練習経費は対象外）。ただし通し総稽古（ゲネプロ・リハーサル）にかかる経費は可。通し総稽古（ゲネプロ・リハーサル）は、原則１日分が対象となります。

※　令和６年４月１日から令和７年３月31日の期間外に支払われた経費については、補助対象外経費となります。ただし、収入については、令和６年４月１日から令和７年３月31日の期間外に得た収入についても当該事業の収入とみなします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　事業計画書に記入できない経費 | 1. 団体運営のための経常的経費
 | 事務所経費、職員給与、事務用品購入費　等 |
| ②　団体の財産になり得るものの購入や制作経費 | 備品等購入費、楽器購入費　等 |
| ③　練習経費等 | 日常の練習に係る経費（練習場借料、指導料等）、補助事業に係る取材・会議・企画・制作・打ち合わせ等に係る経費、マネージメント料　等※　通し総稽古（ゲネプロ・リハーサル）に係る経費は補助対象経費ですが、日常の練習経費は事業計画に記入できません。 |
| ④　実施団体の構成員等への支払い | 実施団体の構成員や会員の支払う経費　等 |
| ⑤　行政機関に支払う手数料 | 印紙代、ビザ取得経費　等 |
| ⑥　飲食費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 | 飲食費、パーティ経費、打ち上げ費、賞金、記念品代、交際費・接待費　等 |
| ⑦　①～⑥のほか団体の自主財源により賄うべき経費 | 振込手数料、電話代、アンケート経費、礼状送付料　予備費　等 |

６　補助金手続の流れについて

補助金に関する事務手続の流れは次のとおりです。内定した団体又は個人には、改めて詳細をお知らせします。

令和５年12月１日（金）

～令和６年１月31日（水） 募集　補助金を交付する団体を募集
　　　　　　　　　　　　　　 ↓

令和６年１月31日（水）まで 応 募 締 切　応募団体又は個人から応募書類を提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

２月下旬～３月上旬　 　　　審査　大阪アーツカウンシルによる面接審査等の実施

　　　　　　　　　　　　↓

３月中旬　　　　 　　　　　内定　大阪府から内定団体又は個人へ内定を通知

　　　　　　　　　　　　　　 ↓

３月下旬　　　　　 　　　　交 付 申 請　内定団体又は個人から補助金交付申請書を提出

　　　　　　　　　　　 ↓

４月上旬　　　　 　　　　　交付決定　大阪府から補助金交付決定を通知

　　　　　　　　　　　 ↓

変更がある場合のみ　 　　　変更申請等　変更申請書等を提出

　　　　　　　　　　　 ↓

令和６年４月１日（月）　　 事業実施　補助事業の実施

～令和７年３月31日（月）　　 ↓

　　　　　　　　　　　　　　 ↓

事業終了後１か月以内　 　 実績報告　実績報告書を提出

　　　　　　　　　　　 ↓

　　　　　　　　　　　　　　 交 付 確 定　大阪府から補助金交付確定を通知

　　　　　　　　　　 ↓

補助金交付　補助金の交付

７　応募方法について

（１）応募書類

次の書類に必要事項を日本語でご記入の上、各１部ずつ作成してください。

1. 令和６年度　輝け！子どもパフォーマー事業計画書（交付要綱様式第１号）

様式第１号－１（計画書）

様式第１号－２（団体の概要）

様式第１号－３（事業者が実行委員会の場合は中核となる団体の概要）

様式第１号－４（収支予算書）

1. 令和６年度　輝け！子どもパフォーマー事業計画書チェックシート
2. 団体：定款・規約等

個人：住所・氏名等が確認できる本人確認書類

④　役員名簿

⑤　その他、活動実績や応募事業について参考となる資料（映像及び音声データは不可）

■　様式は、「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/kodomo_p.html>

■　16ページ以降に記入のポイントを掲載していますので、必ずご覧ください。

■　ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承願います。

■　事務局から応募書類の内容についてお問い合わせをさせていただくことがあるため、コピーをとる等控えを手元にお持ちください。

■　書類作成にあたって筆記による場合は、黒ペン等をお使いください。消すことができるボールペンや鉛筆の使用は不可です。また、修正する場合は、修正テープで修正せず、修正箇所に二重線を引き正しい内容を記載してください。

■　応募書類については、**提出後の差し替えは一切認められません。**

応募書類が審査資料となりますので、提出後に変更が生じることがないよう、内容については十分検討の上、作成してください。補助金内定後及び交付決定後に補助事業の内容・収支予算に大幅な変更が生じていると認められる場合は、補助金を減額又は交付しないことがあります。

（２）提出方法

　**書類は、郵送又は電子メール****で提出してく****ださい。**

1. 郵送での提出

封筒に「令和６年度輝け！子どもパフォーマー事業計画書在中」と朱書きの上、「簡易書留」又は「レターパックプラス」など、配達が記録される郵送方法で提出してください。郵送料金が不足している場合は返送されますので、郵送料金を確認の上、郵送してください。

※持参での応募はできません。

1. 電子メールでの提出

・提出先のメールアドレス（bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp）あて送信してください。

**・データサイズが大容量（約８ＭＧ以上）の場合やその他の理由で、応募書類を文化課で受信できない場合があります。送信者にエラー等が表示されない場合もありますので、ご注意ください。**

・メール送付後、閉庁日（年末年始・土日祝）を除く２営業日以内に文化課から応答メールがない場合は、**令和６年２月５日（月）18時までに**（５）の問い合わせ先までご連絡ください。**書類提出者が、応答メールを受信していない場合は、応募の受付け未完了（応募書類未提出と同様）となりますので、ご注意ください。**

（３）提出期限

**令和６年１月31日（水曜日）**

※郵送の場合は、当日消印有効

（４）提出先

〇郵送先
　　　　〒559－8555

大阪市住之江区南港北１－14－16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

大阪府　府民文化部　文化・スポーツ室　文化課　文化創造グループ
　　輝け！子どもパフォーマー事業補助金　担当あて

〇メールアドレス　　bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

（５）問い合わせ及び相談先

大阪府　府民文化部　文化・スポーツ室　文化課　文化創造グループ

輝け！子どもパフォーマー事業補助金　担当あて　　電話　０６－６２１０－９３０５

（６）募集に関する説明会の開催について

「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」の令和６年度事業の募集に関する説明会（事例報告会及び個別相談会も合わせて行います）を以下の日程で開催します。

※事前予約が必要です。（応募多数の場合は先着順）

日時：令和５年12月20日（水）18時30分～20時30分（予定）

会場：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）（大阪市中央区大手前1－3－49）

詳細については、「「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」募集」のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/hozyokin_doga.html>

８　審査方法について

（１）審査は、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会委員が面接を行います。応募多数の場合は、面接審査に先立ち、書類審査を行うこともあります。

（２）面接審査は、令和６年２月下旬～３月上旬を予定しています。日時が決まりましたら、応募者に改めて連絡します。

（３）審査項目、審査のポイント

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査項目 | 審査のポイント |
|
| 事業目的 | ・文化を通じた次世代育成に対する工夫として、多様な子どもたちや青少年が文化に親しみ、主体的かつ自主的に参加及び表現する機会を提供できる工夫がされていること・補助金を交付することにより、内容の充実や質の向上等、次世代育成の目的に沿った効果が期待できること |
| 事業実現性 | ・事業内容が具体的で実現性があること・事業を確実に実現できる制作体制や実施体制が整っていること・予算計画が妥当であり、収入面での努力（事業収入の確保・他からの資金調達等）が見られること |
| 事業の発展性・創造性 | ・文化活動の発表を通じた子どもたちの感性、創造性、表現力の育成に資する事業内容であること・社会に対する新たなアプローチや他分野・異業種との協働を通じて、文化・芸術の新しい価値創造や文化芸術を通した次世代育成をめざしていること・補助期間終了後の事業展開について、明確なビジョンを有しており、今後の発展に期待が持てること・直近２年度の間に、本事業に採択された実績がある事業者は、上記３点に加え、過去の採択実績を踏まえて、さらに発展性のある事業計画が策定されていること |
|
| 事業への参加・事業の普及性 | ・障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい合理的配慮がなされていること・特定の層に限られず、幅広い層に訴求することが期待できる活動であること・新しく文化芸術に関心を持つ人を増やすための広報（情報発信）や、集客面での取り組みを行っていること・市町村や学校、地域等、他機関との具体的な連携が図られていること |

（４）令和６年度は、16件程度の事業の採択を予定しています。

（５）応募者が審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触するなどの不正行為を行った場合は、審査の対象から除外します。

（６）審査結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等を「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」のホームページ等で公表します。

９　他の補助金との重複について

同一事業について、当補助金と、国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金等を同時に受けることはできますが、次の補助金については、重複して受けることはできませんので、ご留意ください。

（１）大阪府の他の補助金

（２）大阪市芸術活動振興事業助成金

また、同一事業について、当補助金と別途募集中の「大阪府芸術文化振興補助金」は、重複での申請はできません。あらかじめ補助金を選択の上、いずれかにご応募ください。

１０　事業実施及び事務手続に当たっての留意点

（１）補助金の交付決定を受けた事業については、当該年度内に事業を実施するようお願いします。

（２）補助事業の確認及び評価のため、事業実施中に現地確認させていただきます。

（３）大阪府文化振興基金及び輝け！子どもパフォーマー事業補助金の広報活動のため、写真や動画の提供、報告等を求めることがあります。また、同基金にご寄附いただいた方への報告等のため、協力を依頼する場合があります。

（４）補助金の交付決定を受けた事業については、当該事業の実施に際して作成するポスターやチラシ、プログラム等に必ず「輝け！子どもパフォーマー事業」である旨の記載及びマークの表示を行ってください。

また、作成したチラシ等については、データもしくは紙媒体（１部）を文化課へご提出ください。

＜表示例＞

**輝け！子どもパフォーマー事業**



（５）補助金の交付決定に際して、暴力団等に該当しないことを審査するため、団体の役員等の住所、生年月日等の個人情報をご提出いただきます。

（６）補助事業終了後、速やかに実績報告書及び関係書類（契約書、見積書、請求書及び領収書等の写し）をＡ４サイズの用紙に印刷のうえ提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった際には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただく場合があります。

（７）補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、補助金の交付を受けた年度終了後、**10年間保存**しなければなりません。

（８）大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主であって条例で規定する規模以上である場合は、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の対象になり、障がい者雇用状況について、大阪府知事に報告する必要があります。

詳細については、「ハートフル条例広報チラシ」のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

１１　その他

（１）過去の採択実績については、次のホームページに掲載しています。事例を紹介している募集案内パンフレットもホームページに掲載していますので、ご応募いただく際の参考にしてください。

□「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」のホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/kodomo_p.html>

（２）文化課に提出された個人情報は、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会にも提供されます。当該個人情報は以下の目的の範囲で使用します。

① 本補助事業の遂行に関すること

② 事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含みます。）に関すること

③ 文化課で実施する事業に関すること

 ***輝け！子どもパフォーマー事業補助金は、
大阪府文化振興基金を活用して実施しています。***

**～大阪府文化振興基金のご案内～**

大阪府では、芸術文化の振興を図るため、大阪府文化振興基金を設置しています。

どなたでもご寄附いただけますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いします。

詳しくは「大阪府文化振興基金」のホームページをご覧ください。

□「大阪府文化振興基金」ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkakikin/index.html>

　　